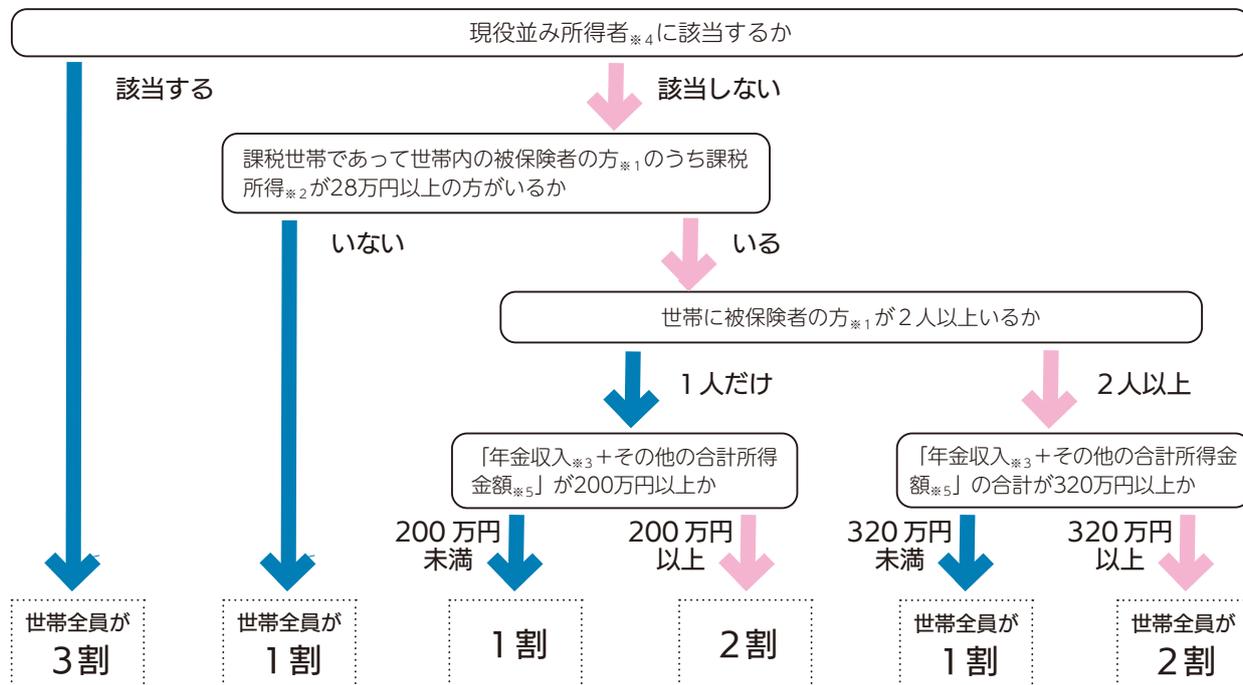


■窓口負担割合の見直しについて

一定以上の所得がある後期高齢者医療被保険者の医療費での窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※窓口負担割合2割の対象になるかどうかは、主に以下の流れで判定します。



※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除〔基礎控除や社会保険料控除等〕を差し引いたあとの金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。

※5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いたあとの金額のことです。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

申請先・問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

室蘭地方気象台からのお知らせ

～ 熱中症にご用心 ～

日増しに暖かい季節となりました。気温が高くなることによって気を付けたいのが熱中症です。

熱中症への注意の呼びかけとして、環境省と気象庁によって、人間の熱バランスに影響の大きい

①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた「暑さ指数（WBGT）」を用いた「熱中症警戒アラート」を発表しています。

「熱中症警戒アラート」の発表基準は「暑さ指数（WBGT）」が「33以上」になると予測した場合で、前日の17時頃と当日の5時頃に発表します。発表される期間は毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日となっており、今年は4月27日(水)から10月26日(水)までとなっています。

以下の気象庁のURLから「熱中症警戒アラート」が確認できますので、こまめな水分補給や体調管理に十分気を付けて、夏を乗り越えましょう。



【熱中症警戒アラート】 <https://www.jma.go.jp/bosai/information/heat.html>